第1章 耐震改修促進計画の趣旨

法及び国の基本方針の改正、県計画の改定に基づき、「福岡市耐震改修促進計画」を改定し、新たな耐震化の目標等を定める。

H20.3 福岡市耐震改修促進計画の策定

H23.3 東日本大震災(M9.0, 震度7)

大 地 の H25.11 ・耐震化 ・耐震化 ①耐震

頻発

H25.11 耐震改修促進法の改正

- 耐震化率 住宅 82%, 特定建築物 85% (H25)
- ・ 耐震化を緊急に促進する
- ①耐震化促進のための規制強化
- ②耐震化の円滑な促進のための措置

H28.3 国の基本方針の改正

H28.4 熊本地震(M7.3, 震度7)

H28.4 福岡県耐震改修促進計画の改定

福岡市耐震改修促進計画の改定

- 〇計画期間: H29~H37年度
- ○新たな耐震化の目標
- ○沿道建築物の耐震化を図る道路の指定 等

将来発生する大地震への備え

第2章 福岡市における耐震化の現状と課題

被害想定や耐震化の現状等を踏まえ、課題を設定する。

- 〇被害想定(H24 年福岡県公表)
- ・約8,000 棟が全半壊(うち木造6,500 棟)

○耐震化の現状

- 住宅 86.7%(木造戸建69.6%、共同住宅等90.8%)耐震性不明 木造戸建 約45,600戸 共同住宅等 約57,700戸
- 民間特定建築物 88.8%
- 耐震診断義務付け建築物(要緊急安全確認大規模建築物) 耐震診断結果の報告を取りまとめ、公表(H29年3月)

○耐震化促進に向けた新たな課題

- ・沿道建築物の耐震化を図ることが必要な道路について(県の指定) 県計画で、広域的な緊急輸送手段を確保するため、「福岡県緊 急輸送道路ネットワーク計画」(H26年11月見直し)に定め る第1次、第2次緊急輸送道路ネットワークを、沿道建築物の 耐震診断及び耐震改修を図る道路として指定している。(指導、 助言又は指示の対象)
- ※沿道の通行障害建築物の概数 県内で約2,000棟(うち市内約940棟)
- ・熊本地震で熊本県を中心に多くの建築物被害が発生

第3章 耐震改修促進計画

国の基本方針、県の計画、耐震化の課題等を踏まえ、福岡市における新たな耐震化の目標等を定める。

3-1 耐震化の目標

• 国の目標(国の基本方針より)

用途	改正前目標 (H27年)	現状	改正後目標 (H32 年)
住宅	90%	82% (H25)	95%
特定建築物		85% (H25)	

※住宅について H37 年までに耐震性が不足するものをおおむね解消

・ 県の目標(福岡県建築物耐震改修促進計画より)

用途	改定前目標 (H27年度末)	現状	改定後目標 (H32 年度末)
住宅	90%	82.8% (H25.10)	
特定建築物		86.0% (H27. 4)	95%

市の日標

ランコーデ	`		
用途	改定前目標 (H28 年度末)	現状	改定後目標 (H32 年度末)
住宅	90%	86.7% (H28.3)	95%
民間特定建築物		88.8% (H27. 4)	

※住宅及び特定建築物について H37 年度までに耐震性が不足するものをおおむね解消

○沿道建築物の耐震化を図ることが必要な道路の指定について

法及び国の基本方針の考え方

緊急車両の通行や住民の避難の妨げになる おそれがある道路

- ○<u>緊急輸送道路</u>、避難路、通学路等、 避難場所と連絡する道路
- ○密集市街地内の道路等

沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路

<u>緊急輸送道路のうち</u>、災害時における避難や輸送等の観点から重要な道路

早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路

指示対象避難路のうち、<u>相当数の建築物が集合する地域</u>を通過する道路等、防災上の観点から重要な道路

市計画の改定

県計画で指定した道路 のうち、市内にあるもの を市計画で指定

- 〇所有者の努力義務
- 〇行政による指導、助言 又は指示

3-2 耐震化促進のための施策

- 基本的な取り組み方針
- ・建築物の所有者等が自らの問題として取り組む。
- 市は、所有者等の取り組みを可能な限り支援する。
- 所有者等の負担軽減のための制度の概要

国の補助事業を活用し、耐震化に要する費用の一部を助成することで、耐震化を促進する。

今後、国の動向等を注視し、さらなる耐震化促進と人命確保の観点から、より効果的な施策について検討していく。

•木 造 戸 建 住 宅:耐震改修、建替補助制度

• 共 同 住 宅:耐震診断、耐震改修補助制度

病 院:耐震診断補助制度要緊急安全確認大規模建築物:耐震改修補助制度

• 危険なブロック塀:除却補助制度

3-3 耐震性の向上に関する啓発及び知識の普及

耐震化の重要性について、市民への普及啓発に努め、市民が 安心して耐震化に取り組める環境を整備する。

- 揺れやすさマップの活用
- 相談体制の整備 情報提供の充実
- ・出前講座・講習会の実施
- 関係団体との協力・連携・・・・等

3-7 耐震化促進に向けた今後の取り組み

〇指定した道路の沿道建築物の耐震化の促進

沿道建築物の耐震化を図ることが必要な道路の指定により指導等の対象となる通行障害建築物(約940棟)については、所有者へのヒアリング等により、道路の指定について周知するとともに、建築時期や耐震診断又は耐震改修の事績の有無等、耐震化の状況に関する精査を行い、必要に応じて耐震診断又は耐震改修の実施を促していく。

○さらなる耐震化促進のための施策の検討

熊本地震による建築物被害を受け、国から新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証方法が示されたところであり、今後、所有者、リフォーム業者、設計者等に幅広く周知していく。また、国や他都市の動向を注視し、さらなる耐震化促進と人命確保の観点から、より効果的な施策について検討していく。